

による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額 千円
1	使用料及び手数料	1,166,148
1	1 使用料	1,166,148
2	財産収入	652
1	1 財産運用収入	652
3	繰入金	826,204
1	1 一般会計繰入金	826,204
4	繰越金	3
1	1 繰越金	3
5	諸収入	317,074
1	1 県預金利息	50
2	2 雑収入	317,024
	歳入合計	2,310,081
歳出		
款	項	金額 千円
1	1 肢体不自由児施設費	2,310,031
1	1 あすなろ学園費	932,929

2 さわらび園費 536,551

3 はまなす学園費 840,551

2 公債費 50

1 公債費 50

平成16年度青森県港湾整備事業特別会計予算

平成16年度青森県港湾整備事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,283,704千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額 千円
1	1 分担金及び負担金	292,869
1	1 負担金	292,869
2	2 使用料及び手数料	360,137
1	1 使用料	360,137
3	3 財産収入	50,000
1	1 財産売却収入	50,000
4	繰入金	2,265,008
1	1 一般会計繰入金	2,265,008
5	繰越金	1

繰越	1	繰越	1	繰越	1	繰越	1
収入	70,689	収入	70,689	収入	70,689	収入	70,689
預金	1	預金	1	預金	1	預金	1
雑入	70,688	雑入	70,688	雑入	70,688	雑入	70,688
県債	245,000	県債	245,000	県債	245,000	県債	245,000
1歳入	245,000	1歳入	245,000	1歳入	245,000	1歳入	245,000
合計	3,283,704	合計	3,283,704	合計	3,283,704	合計	3,283,704

歳出	1	歳出	1	歳出	1	歳出	1
港湾整備事業費	382,251	港湾整備事業費	382,251	港湾整備事業費	382,251	港湾整備事業費	382,251
青森港整備事業費	60,652	青森港整備事業費	60,652	青森港整備事業費	60,652	青森港整備事業費	60,652
八戸港整備事業費	283,712	八戸港整備事業費	283,712	八戸港整備事業費	283,712	八戸港整備事業費	283,712
むつ小川原港整備事業費	35,000	むつ小川原港整備事業費	35,000	むつ小川原港整備事業費	35,000	むつ小川原港整備事業費	35,000
七里長浜港整備事業費	1,463	七里長浜港整備事業費	1,463	七里長浜港整備事業費	1,463	七里長浜港整備事業費	1,463
大湊港整備事業費	1,424	大湊港整備事業費	1,424	大湊港整備事業費	1,424	大湊港整備事業費	1,424
1歳出	2,901,453	1歳出	2,901,453	1歳出	2,901,453	1歳出	2,901,453
合計	3,283,704	合計	3,283,704	合計	3,283,704	合計	3,283,704

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾整備事業	35,000千円	普通貸借又は債券発行	9.0%以内	政府資金の場合は、融通案件による。他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。ただし、県財政の都合により年限変更、繰上償還又は借換することができる。
地域開発事業	210,000			

平成16年度青森県証紙特別会計予算

平成16年度青森県証紙特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,773,065千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	1	歳入	1	歳入	1	歳入	1
証紙管理収入	2,661,213	証紙管理収入	2,661,213	証紙管理収入	2,661,213	証紙管理収入	2,661,213
1歳入	2,661,213	1歳入	2,661,213	1歳入	2,661,213	1歳入	2,661,213
繰入金	111,850	繰入金	111,850	繰入金	111,850	繰入金	111,850
1歳入	111,850	1歳入	111,850	1歳入	111,850	1歳入	111,850
繰越金	111,850	繰越金	111,850	繰越金	111,850	繰越金	111,850
1歳入	111,850	1歳入	111,850	1歳入	111,850	1歳入	111,850
1歳入	2,773,065	1歳入	2,773,065	1歳入	2,773,065	1歳入	2,773,065
合計	2,773,065	合計	2,773,065	合計	2,773,065	合計	2,773,065

歳出	1	歳出	1	歳出	1	歳出	1
証紙管理取扱費	2,773,065	証紙管理取扱費	2,773,065	証紙管理取扱費	2,773,065	証紙管理取扱費	2,773,065
1歳出	2,773,065	1歳出	2,773,065	1歳出	2,773,065	1歳出	2,773,065
合計	2,773,065	合計	2,773,065	合計	2,773,065	合計	2,773,065

平成16年度青森県管理特別会計予算

平成16年度青森県管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,935,151千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入	項	金額 千円
歳入	歳入	3
	歳入	3
歳出	歳出	1,935,148
	歳出	1,935,098
合計		50
合計		1,935,151

歳入	項	金額 千円
歳入	歳入	1,935,101
	歳入	1,935,101
歳出	歳出	50
	歳出	50
合計		1,935,151

平成16年度青森県公共用地先行取得事業特別会計予算

平成16年度青森県公共用地先行取得事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ469,032千円と定める。
- 第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	項	金額 千円
歳入	歳入	450,000
	歳入	450,000
歳出	歳出	1
	歳出	1
合計		450,000

歳入	金額 千円
歳入	19,032
歳入	19,032
合計	469,032

歳出	金額 千円
歳出	450,000
歳出	450,000
合計	19,032
合計	19,032
合計	469,032

平成16年度青森県下水道事業特別会計予算

平成16年度青森県下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,444,167千円と定める。
- 第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入	金額 千円
歳入	1
歳入	1
合計	1

1	分担金及び負担金	2,205,261
1	1 負 担 金	2,205,261
2	2 使用料及び手数料	67,687
1	1 使 用 料	67,687
3	3 国 庫 支 出 金 助 金	1,183,900
1	1 国 庫 補 助 金	1,183,900
4	4 繰 入 金	1,547,549
1	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,547,549
5	5 繰 越 金	1
1	1 繰 越 金	1
6	6 諸 収 入 子	36,769
1	1 県 預 金 利 子	1
2	2 受 託 事 業 収 入	36,768
7	7 県 債	403,000
1	1 県 債	403,000
	歳 入 合 計	5,444,167

歳 出

1	1 下 水 道 事 業 費	4,342,480
1	1 流 域 下 水 道 事 業 費	2,010,700
2	2 下 水 道 管 理 費	2,331,780
1	1 公 債 費	1,101,687
2	2 公 債 費	1,101,687
	歳 出 合 計	5,444,167

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
平成16年度岩木川流域下水道事業工代金	平成17年度		千円 141,000

第3表 地方債

起債の目的	限 度	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
下 水 道 事 業	千円 403,000	普通貸借又は債券発行	9.0%以内	政府資金の場合は、融通案件による。政府資金の場合は、知事が借入先と協議の上定める。ただし、県財政の都合により年限変更、繰上償還又は借換することができる。
計	403,000	/	/	/

平成16年度青森県地下駐車場事業特別会計予算

平成16年度青森県地下駐車場事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ274,581千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	項	金 額
1	1 使用料及び手数料	千円 88,743
1	1 使 用 料	88,743
2	2 繰 入 金	185,808
1	1 一 般 会 計 繰 入 金	185,808
3	3 繰 越 金	1
1	1 繰 越 金	1
4	4 諸 収 入 子	29
1	1 諸 県 預 金 利 子	1
2	2 雑 収 入	28
	歳 入 合 計	274,581

歳 出

款	項	金額 千円
1	地下駐車場事業費	55,615
1	地下駐車場運営費	55,615
2	公債費	218,966
1	公債費	218,966
歳出	合計	274,581

平成16年度青森県鉄道施設事業特別会計予算

平成16年度青森県鉄道施設事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ914,659千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額 千円
1	使用料及び手数料	料	411,903
1	使用料	料	411,903
2	繰入金	金	290,714
1	一般会計繰入金	金	290,714
3	繰越金	金	1
1	繰越金	金	1
4	諸収入	金	212,041
1	器具預金	子	1
2	雑収入	子	212,040
歳入	合計		914,659
歳出			
款	項	金額 千円	
1	鉄道施設事業費	901,371	

款	項	金額 千円
1	鉄道施設整備費	13,683
2	鉄道施設管理費	887,688
1	公債費	13,288
1	公債費	13,288
歳出	合計	914,659

平成16年度青森県母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成16年度青森県母子寡婦福祉資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ550,592千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額 千円
1	繰入金	金	50,523
1	一般会計繰入金	金	50,523
2	繰越金	金	99,796
1	繰越金	金	99,796
3	諸収入	子	313,941
1	器具預金	子	9
2	貸付金元利収入	子	313,928

3	雑	入	4
4	県	債	86,332
1	県	債	86,332
	入	合 計	550,592

歳 出

1	母子寡婦福祉資金貸付費	550,592
1	母子寡婦福祉資金貸付費	550,592
	歳 出 合 計	550,592

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額 千円
平成16年度母子福祉資金貸付金	平成17年度から平成19年度まで		248,340
平成16年度寡婦福祉資金貸付金	平成17年度から平成19年度まで		18,028

第3表 地 方 債

起債の目的	限 度	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
母子寡婦福祉資金貸付金	86,332千円	母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)の融資条件による。	0%	母子及び寡婦福祉法の融資条件による。
計	86,332	/	/	/

平成16年度青森県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

平成16年度青森県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,768,344千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」

による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	項 目	金 額 千円
1	繰 入 金	10,520
1	繰 入 金	10,520
1	繰 入 金	10,520
2	繰 越 金	1,461,645
1	繰 越 金	1,461,645
3	諸 収 入	1,903,729
1	貸 付 金 収 入	1,697,037
2	県 預 金 収 入	700
3	雑 入	2
4	貸 付 金 利 子 入	205,990
4	県 債	392,450
1	県 債	392,450
1	県 債	392,450
歳 入 合 計		3,768,344

歳 出	項 目	金 額 千円
1	小規模企業者等設備導入資金貸付金	1,294,267
1	小規模企業者等設備導入資金貸付金	1,294,267
2	事 務 費	11,222
1	諸 費	11,222
3	公 債 費	1,451,829
1	公 債 費	1,451,829
4	繰 出 金	1,011,026